

# 鴨川市津波避難計画



平成30年4月（改訂）



# 目次

はじめに	1
第1章 総則	2
1 目的	2
2 計画の修正	2
3 用語の意味	2
第2章 避難計画	3
1 一覧表	3
2 避難対象地域	4
3 避難困難地域	5
4 津波避難場所	5
5 2次避難場所	5
6 津波避難ビル	5
7 避難路・避難経路	5
8 避難誘導	5
9 避難方法	5
第3章 初動・伝達体制	6
1 職員の参集・初動体制	6
2 津波情報等の収集・伝達方法	6
第4章 避難指示（緊急）の発令	7
1 発令基準	7
2 発令の時期	7
3 伝達方法	7
第5章 防災活動従事者の安全確保	8
第6章 避難行動要支援者、観光客等の避難対策	9
1 避難行動要支援者の避難対策	9
2 観光客等の避難対策	9
第7章 津波に対する防災教育、広報・啓発の実施	10
1 津波に対する教育・啓発	10
2 津波避難訓練の実施	10
参考資料	
1 千葉県に被害をおよぼした主な地震	11
2 津波警報・注意報、津波情報、津波予測について	12
3 津波に関する図記号	17

## はじめに

---

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、東北地方から関東地方の太平洋側を中心に、日本の広範囲において甚大な被害が発生した。マグニチュード9という巨大地震から最大震度7の揺れ、想定を超える津波、液状化、火災に加え、原子力発電所の事故なども発生し、複合型の災害になったことが、さらに被害を大きくさせた。中でも、津波による被害が大きく、死者・行方不明者の9割以上が津波によるものといわれている。

このような中、日頃から津波に対する教育・訓練を行い、大きな揺れが発生したら、すぐに高台に避難するという考えが根付いていた地域では、中学生自らが率先避難者となり、大人たちにも避難を呼びかけるなどし、結果、多くの命が救われた。これが「釜石の奇跡」と呼ばれるものである。

鴨川市は太平洋に面した立地で、約31Km(30,939m 国土交通省水管理・国土保全局海岸室確認)の海岸線を有しており、地震の揺れによる被害もさることながら、津波による被害も沿岸部を中心に大きな被害が予想され、津波対策は緊急の課題である。

平成24年4月に千葉県が発表した元禄地震(1703年)をモデルにした津波の想定によると、鴨川市は最大7.8mの津波が25分程度(第1波は7~8分)で押し寄せる予想が出された。

津波による被害は、家屋等の財産、住民の生命が大きく関わってくるが、鴨川市は、特に住民の生命を守ることを最重要課題とし、人的被害を防ぐためには、海岸付近で強い揺れやゆっくりとした長い揺れを感じた場合には、迅速に安全な高台へ避難するという「避難行動」が重要と考え、千葉県から併せて出された津波高10m、施設無しという想定を基準に、10分以内に10m以上の高台に避難する「避難行動」を行うための基本的な計画を作成し、併せて、住民に迅速な「避難行動」が行えるよう支援していくものである。

# 第1章 総 則

## 1 目的

この計画は、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための円滑な避難行動を行うため市の基本的な対応方針を定める計画である。

## 2 計画の修正

この計画は、必要があると認めるときは、適宜これを修正する。

## 3 用語の意味

No	用語	意味
1	津波浸水予想地域	想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲。
2	避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、避難指示（緊急）が発令された際に避難の対象となる地域。
3	避難困難地域	津波の到達までに、避難対象地域外の安全な地域に避難することが困難な地域。
4	避難路	避難する場合の経路で市が指定するもの。
5	避難経路	津波から避難する場合の経路で、住民が設定するもの。 (4と5を総称した場合「避難経路」をいう。)
6	避難場所	津波の危険から避難するために、避難対象地域外に市や住民が指定・設定するものをいい、一時的に避難する高台等も含む。
7	2次避難場所	津波が引いた後も長期にわたり避難が必要な場合、避難する場所。
8	津波避難ビル	津波浸水予想地域内において、避難者や逃げ遅れた者が、一時的に緊急避難する施設で、市が指定するもの。
9	避難先	津波避難場所、避難目標地点、津波避難ビルを総称して「避難先」という。

## 第2章 避難計画

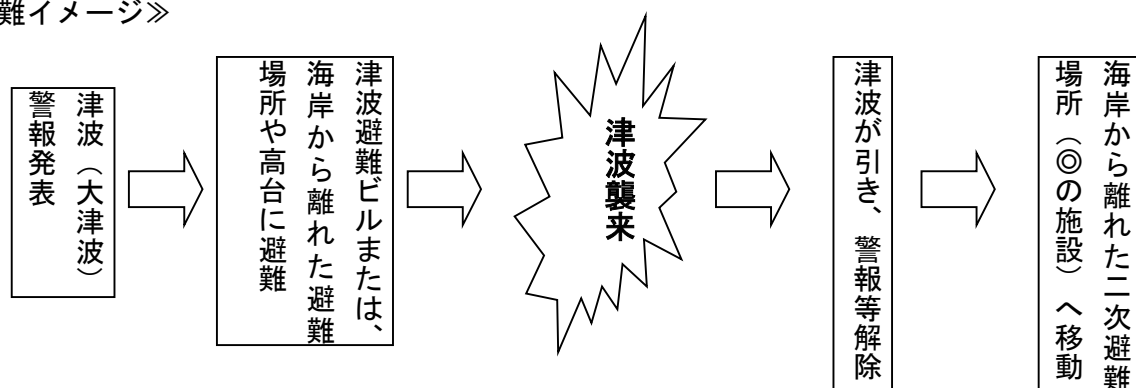
- 1 避難対象地域、避難困難地域、避難路・避難経路、津波避難場所、津波避難ビル等は次表のとおりとする。

避難対象地域名	避難困難地域	避難路・避難経路	津波避難場所等・2次避難場所	津波避難ビル・タワー
小湊地区	小湊	旧国道128号 (主)天津小湊夷隅線	山側高台等 妙蓮寺	吉夢 三水ホテル 誕生寺 布教殿堂
	内浦	国道128号 (一)内浦山公園線	吾妻神社 山側高台等	豊明殿 鴨川ホテル三日月 小湊小学校津波避難タワー 小湊シーサイドハイツ ジョイライフ鯛の浦 ダイアパレス小湊
天津地区	天津	国道128号 旧国道128号 (主)市原天津小湊線	◎天津小学校 山側高台等 わんぱくハウス	ホテルグリーンプラザ鴨川 宿中屋 鴨川ヒルズリゾートホテル 板橋区立天津わかしお学校 蓬莱屋旅館
	浜荻	旧国道128号	山側高台等	
東条地区	東町	国道128号 (一)天津小湊田原線	◎東条小学校 ◎鴨川中学校 山側高台等	亀田総合病院Kタワー セレーニア鴨川 ジェネピア鴨川
	西町			介護老人保健施設たいよう 鴨川館 かんぽの宿鴨川 鴨川シーワールドホテル
	広場			養護老人ホーム緑風荘 ブルーウェーブ鴨川 鴨川グランドホテル
鴨川地区	横渚	国道128号 (一)浜波太港線 (主)千葉鴨川線	◎長狭高等学校 ◎鴨川中学校	鴨川市役所 亀田医療大学 文理開成高等学校 イオン鴨川店 光潮ビル ビューパレー鴨川

鴨川地区	前原	(一)浜波太港線 (主)千葉鴨川線	◎長狭高等学校	サンシティ吉田屋 東洋大学鴨川セミナーハウス サンライズコースト鴨川 鴨川マリーナハイツ ラ・メール鴨川 鴨川ユニバースホテル
	貝渚 磯村	(一)浜波太港線	山側高台等	
太海地区	太海	(一)浜波太港線 (一)鴨川富山線	◎江見小学校 山側高台等	ホテル海光苑 ブルースカイ鴨川 早稲田大学鴨川セミナーハウス 城西国際大学観光学部 ホテル恵比寿
	太海浜		◎旧江見小学校	潮騒リゾート鴨川
	天面			
	江見太夫崎	国道 128 号		
	江見吉浦			
江見地区	江見青木	国道 128 号	◎旧江見小学校 山側高台等	南鴨川シーハイツ 舟付 東急リゾートマンション南房総江見
	東江見			
	西江見			
	江見内遠野			
	江見西真門			
	江見東真門			
	江見外堀			

※ 津波避難場所及び津波避難ビル・タワーは緊急一時的な避難場所として、津波が引いた後も長期にわたり避難が必要な場合は基本的に 2 次避難場所として◎の学校等へ移動する。

《避難イメージ》



以下に、各項目の設定の考え方について説明する。

## 2 避難対象地域

避難対象地域は、市内海岸線大字で設定した。

### 3 避難困難地域

避難困難地域は、市内海岸線からJR外房線・内房線の線路までの間で抽出した。

### 4 津波避難場所

避難対象地域の範囲を勘案し、津波避難ビルが近くにないところに設定した。

### 5 2次避難場所

津波避難ビルから徒歩で移動できる場所（学校等）に設定した。

### 6 津波避難ビル

避難地域における津波避難ビルを、鉄筋コンクリートまたは鉄骨鉄筋コンクリート3階建て以上の建物に対し設定した。

なお、避難困難地域のうち、鴨川地区貝渚・磯村、太海地区天面・江見太夫崎・江見吉浦には適切な津波避難ビル等候補が存在しないため、緊急的に山側の高台に避難するよう対応。

### 7 避難路・避難経路

避難対象地域から津波避難場所までの避難路は主要道路のみ標記し、個々の避難路・避難経路は、自主防災組織や住民各々において安全で最短の避難路・避難経路を設定してもらう。

### 8 避難誘導

消防団・自主防災組織・各関係機関（防災活動従事者）は、第5章に定める避難ルールに従い、安全確保を大前提として避難誘導を実施する。

### 9 避難方法

避難方法は徒歩を基本とする。

ただし、以下の場合においては車両の使用を認めるものとする。

- ① お年寄りや妊婦、小さい子どもなどが長い距離を避難する場合。
- ② 避難行動要支援者及び遠隔地の避難所へ早急に避難させるため必要と認められる場合。

### 第3章 初動・伝達体制

#### 1 職員の参集・初動体制

##### (1) 勤務時間内

津波注意報及び津波・大津波警報が発表された場合の、職員の参集・初動体制は、「鴨川市地域防災計画」に定めにより、速やかに配備基準に基づき、災害対応業務に従事する。

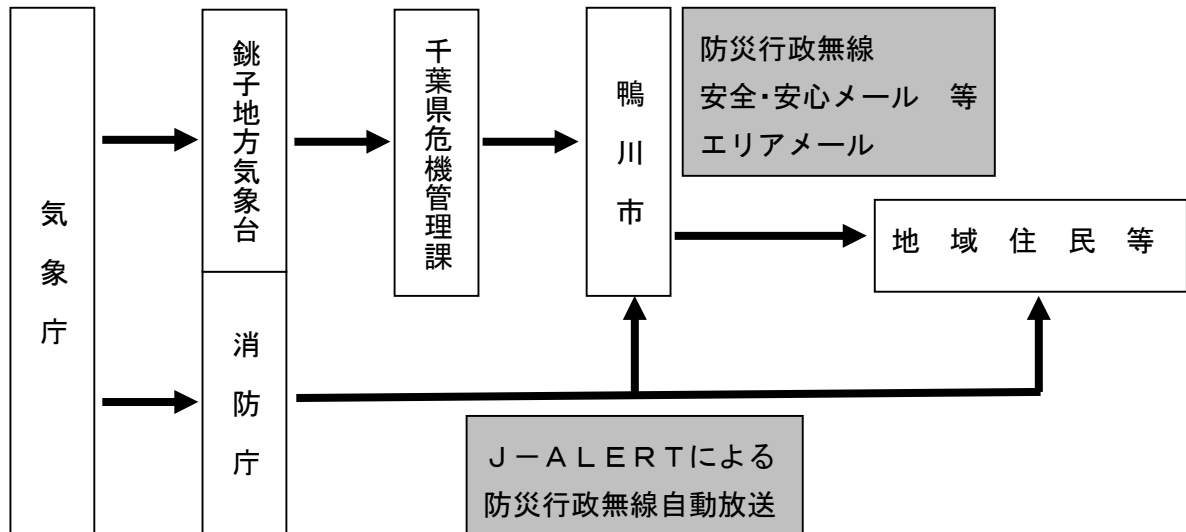
##### (2) 勤務時間外

津波注意報及び津波・大津波警報が発表また、強い地震（震度5強以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難が必要と認める場合の、職員の参集・初動体制は、「鴨川市地域防災計画」に定めにより、その情報を認知後、速やかに配備基準に基づき、所定の場所へ参集し、災害対応業務に従事する。

#### 2 津波情報等の収集・伝達方法

##### (1) 津波情報等の収集・伝達

津波予報、津波情報の伝達系統及び伝達方法は次のとおり。



上記のほか、鴨川市は可能なあらゆる手段を用いて住民等に伝達することに努める。

#### 伝達方法順位

##### 大津波警報

J-ALERT ⇒ エリアメール、安全安心メール ⇒ 防災行政無線  
(警報発表) (警報発表・避難指示 (指示)) (避難指示 (緊急)・続報等)

##### 津波警報

J-ALERT ⇒ 安全・安心メール ⇒ 防災行政無線  
(警報発表) (警報発表・避難指示 (緊急)) (避難指示 (緊急)・続報等)

##### 津波注意報

J-ALERT ⇒ 安全・安心メール ⇒ 防災行政無線  
(注意報発表) (注意報発表・避難指示 (緊急)) (避難指示 (緊急)・続報等)



## 第4章 避難指示（緊急）の発令

### 1 発令基準

(1) 避難指示（緊急）の発令基準は次のとおりとする。

**大津波警報**が発表された場合は、浸水区域の住民等に対し自動的に**避難指示（緊急）**を発令する。

**津波警報**が発表された場合は、海岸付近の住民等に対し自動的に**避難指示（緊急）**を発令する。

**津波注意報**が発表された場合は、海水浴や釣り、マリンスポーツなど堤防より海側にいる住民等に対し自動的に**避難指示（緊急）**を発令する。

(2) 避難指示（緊急）の解除の基準は次のとおりとする。

津波・大津波警報が解除されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とする。

### 2 発令の時期

避難指示（緊急）の発令は、市長が基準に該当する事態を認知したのちに直ちに行う。

### 3 伝達方法

避難指示（緊急）の発令の住民等への伝達方法は、防災行政無線（同報系）、サイレン、エリアメール鴨川市安全・安心メールなど多様な手段を活用する。

## 第5章 防災活動従事者の安全確保

防災活動従事者が、津波浸水想定区域内で活動が想定される場合には、津波到達予想時刻から出動、退避時間等を考慮して次の退避ルールに基づき安全を確保すること。

### 【退避ルール】

- 1 原則として避難を優先することとするが、活動する場合には、気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間から「退避時間」（安全な高台等へ避難するために要する時間）を差し引いた「活動可能時間」を設定し、また、その時間内で活動を行うものとする。
- 2 消防団本部や防災会長等は、状況に応じて「安全時間」（安全・確実に退避が完了するよう余裕を見込んだ時間）を設定し、退避命令を出すこと。

(例) 津波到達予想時刻 10 時 30 分 退避時間 5 分 安全時間 10 分 = 活動可能時間 10 時 15 分まで  つまり退避命令は 10 時 15 分
--

- 3 情報伝達手段については、無線機・サイレン・半鐘・携帯電話など複数指定し、周知しておくこと。
- 4 車両と共に活動する場合、原則として1名は車両で待機し情報収集等、周囲の状況把握と警戒にあたること。また、車両はでき得る限り見晴らしの良い所に停車させ、直ちに退避できるよう停車位置や向きに配慮すること。

## 第6章 避難行動要支援者、観光客等の避難対策

### 1 避難行動要支援者の避難対策

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、地域と共同して、避難行動の援助に努める。

また、避難支援者は、所定の時間が経過しても要支援者が見あたらないときは、速やかに避難する。

### 2 観光客等の避難対策

市は観光協会や旅館組合等関係団体と共同して、津波避難ビルや避難場所が記載された鴨川市防災マップを閲覧または配布できるようにする。さらに海水浴場などに避難経路図の外看板を設置する。また、津波避難ビルや避難場所の方向や距離がわかるよう海岸付近の要所の電柱に小型看板を設置し、有事の際には観光客、釣り客が迷うことなく津波避難ビル等へ避難できるよう努める。

## 第7章 津波に対する防災教育、広報・啓発の実施

### 1 津波に対する教育・啓発

強い地震（震度5弱以上）やゆっくりとした長い揺れを感じた場合は、避難指示（緊急）を待たず、直ちに自主的に避難するよう様々な手段を用いて啓発する。

地域の自主防災訓練やフォーラム等に出向き、積極的な教育・啓発に努める。

### 2 津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、年1回以上、津波避難訓練または津波情報等の伝達訓練を実施するように努める。また、実施後は、検討会等を実施し、問題点の検証を行う。

# 参 考 資 料

## 参考資料 1 千葉県に津波被害を及ぼした主な地震

西 暦	和 暦	地震の名称	規模 (M)	千葉県の被害
1498. 9. 20	明応 7. 8. 25		8. 2~8. 4	小湊の誕生寺流出
1605. 2. 3	慶長 9. 12. 16	慶長地震	7. 9	山崩れ、津波により 死者多数
1677. 11. 4	延宝 5. 10. 9	延宝地震	8. 0	溺死 246 人余 家屋全壊 223 戸
1703. 12. 31	元禄 16. 11. 23	元禄地震	7. 9~8. 2	死者 6, 534 人 家屋全壊 9, 610 戸
1782. 8. 23	天明 2. 7. 15		7. 0	安房に津波
1854. 12. 23	安政 1. 11. 4	安政東海地震	8. 4	安房・銚子で津波
1923. 9. 1	大正 12. 9. 1	関東地震 (関東大震災)	7. 9	死傷者行方不明 4, 768 人 家屋全壊 31, 186 戸、家屋焼失 647 戸 家屋流失 71 戸 (注 1)
1933. 3. 3	昭和 8. 3. 3	三陸沖地震	8. 1	布良 0. 6mの津波
1944. 12. 7	昭和 19. 12. 7	東南海地震	7. 9	布良 1. 3mの津波
1946. 12. 21	昭和 21. 12. 21	南海地震	8. 0	布良 0. 8m、銚子 0. 1mの津波
1953. 11. 26	昭和 28. 11. 26	房総沖地震	7. 4	布良 0. 7m、小湊 1. 5m、銚子名洗 1. 2mの 津波
2011. 3. 11	平成 23. 3. 11	東北地方 太平洋沖地震	9. 0	死者 14 人 布良 1. 72m、銚子 2. 5m、旭市 6. 4mの津波

参考資料2 避難指示（緊急）・注意報、津波情報、津波予測について

津波警報・注意報の種類				
種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 浸水区域にいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。 人は津波による流れに巻き込まれます。 海岸付近や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。

津波注意報	<p>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。</p>	<p>1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)</p>	<p>(表記しない)</p>	<p>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 堤防より海側にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。</p>
-------	--	----------------------------------	----------------	--

#### 津波警報・注意報と避難のポイント

- 震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。
- 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難しましょう。
- 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- 津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

## 津波情報

津波警報・注意報を公表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表します。

### 津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 <sup>※</sup> や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の記事に記載）を発表します。 <sup>※</sup> この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報（*1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報（*2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

### （\*1）津波観測に関する情報の発表内容について

#### （津波観測に関する情報の発表例）

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表します。

宮古	第1波到達時刻	11日15時01分	引き
	これまでの最大波	観測中	
釜石	第1波到達時刻	11日14時46分	押し
	これまでの最大波	11日14時56分	3.2m

津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方



が高くなることがあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険です。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

#### 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)

#### ( \* 2 ) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

##### (沖合の津波観測に関する情報の発表例)

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値<sup>\*</sup>(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表します。

最大波の観測値及び推定値について

は、沿岸での観測と同じように避難行動へ

の影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

##### [沖合で観測した津波の観測値]

青森八戸沖

第1波観測時刻 11日14時51分 押し  
 これまでの最大波 11日14時52分 1.0m

岩手釜石沖

第1波観測時刻 11日14時50分 引き  
 これまでの最大波 観測中

##### [沖合の観測値から推定される沿岸の津波の高さ]

青森県太平洋沿岸

第1波の推定到達時刻 11日14時56分  
 これまでの最大値の推定到達時刻 11日14時57分  
 推定される津波の高さ 5m

岩手県

第1波の推定到達時刻 11日14時55分  
 これまでの最大値の推定到達時刻 推定中  
 推定される津波の高さ 推定中

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値*)の発表内容		
警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しません。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表します。

## 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

【出典：気象庁HP 津波警報・注意報、津波情報、津波予測について】

### 参考資料3 津波に関する図記号

津波避難場所や津波避難ビルなどを示す図記号は、平成20年に国際標準化機構（ISO）による「津波に関する統一標識」（ISO20712-1：2008）として国際規格化されました。さらに、平成21年に日本工業規格（JIS規格）として公示されました。

#### ○ 津波注意



- 〔意味〕 地震が起きた場合、津波が来襲する危険のある地域を示す。  
〔目的〕 当該地域が津波による被害を被る危険がある地域であることを認識させ、地震発生時には直ちに当該地域から内陸部、高台に避難させる。

#### ○ 津波避難場所



- 〔意味〕 津波に対して安全な避難場所・高台を示す。  
〔目的〕 津波から避難先となる安全な場所や高台を示すとともに、地震発生時には、そうした避難場所へ向かわせるもの。

#### ○ 津波避難ビル



- 〔意味〕 津波に対して安全な避難ビルを示す。  
〔目的〕 津波からの避難に際し、近くに高台がない場合、津波からの避難が可能な鉄筋コンクリート造3階建のビルを示すとともに、地震発生時には、避難ビルへ向かわせるもの。

【出典：津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年）】

平成22年 6月 作成  
平成23年 7月 改訂  
平成29年 6月 改訂  
平成30年 4月 改訂